

別紙 2 (第25条・第26条関係)

採用時及び定期健康診断の検査項目

受診者：①採用時の健康診断：新規採用者
②定期健康診断：全教職員
検査項目：①既往歴及び業務歴の調査
②自覚症状及び他覚症状の有無の検査
③身長、体重、腹囲、視力及び聴力(1,000Hz及び4,000Hz)の検査
④胸部エックス線検査及び喀痰検査
⑤血圧の測定
⑥貧血検査(血色素量及び赤血球数の検査)
⑦肝機能検査(GOT、GPT及びγ-GTP)の検査
⑧血中脂質検査(血清総コレステロール、HDLコレステロール及び血清トリグリセライドの量の検査)
⑨血糖検査(原則として空腹時)
⑩尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)
⑪心電図検査(安静時心電図検査)
実施時期：採用時。定期健康診断は、1年以内に1回、定期

注1：採用時健康診断では、④の喀痰検査を除く。

注2：採用時にその者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、省略できる。

注3：定期健康診断では、20歳以上の②の身長検査は省略できる。

注4：定期健康診断では、45歳未満(35歳・40歳を除く。)については、③の聴力の検査は、医師が適当と認める方法に代えることができる。

注5：定期健康診断では、④の喀痰検査は、胸部エックス線検査によって病変の発見されない教職員及び胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された教職員は、省略することができる。

注6：定期健康診断では、貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査及び心電図検査については、35歳及び40歳以上の教職員以外の教職員については、医師の判断により省略することができる。

注7：定期健康診断では、⑩尿検査のうち尿中の糖検査は、⑨血糖検査を受けた教職員は省略できる。

注8：定期健康診断では、採用時の健康診断、海外派遣時も健康診断、特定有害業務従事者の健康診断を受けた者(書面を提出した教職員を含む。)については、当該健康診断の実施の日から1年間に限り、当該健康診断の項目に相当する項目を省略することができる。

特別定期健康診断

受診者：安衛則第13条第1項第2号に規定する業務に従事する教職員
検査項目：採用時及び定期健康診断の検査項目に同じ。
実施時期：特定業務への配置換の際及び6月以内ごとに1回、定期

注1：前回の健康診断において、検査項目の⑥、⑨から⑪に受診した教職員については、医師が必要でないと認めるときは、当該検査項目の一部又は全部を省略することができる。

注2：定期健康診断では、採用時の健康診断、海外派遣時も健康診断、特定有害業務従事者の健康診断を受けた者(書面を提出した教職員を含む。)については、当該健康診断の実施の日から6月間に限り、当該健康診断の項目に相当する項目を省略することができる。

注3：健康診断(定期のものに限る。)の項目のうち、③の聴力の検査は、前回の健康診断において当該項目について健康診断を受けた教職員又は45歳未満の者(35歳及び40歳の教職員を除く。)については、医師が適当と認める聴力(1,000Hz又は4,000Hzの音に係る聴力を除く。)の検査をもつて代えることができる。